

高針健康麻雀同好会 規約

第1条(名称及び事務局)

1. この会は「高針健康麻雀同好会」と称する。
2. 同好会の事務所を高針コミュニティセンターに置く。

第2条(目的)

地域及び周辺住民の生きがいづくり・友達づくり・健康づくりを提唱し、健康麻雀を通じて脳の活性化や介護予防に役立てる。

第3条(活動)

同好会活動として次のことを行う。

1. 定例会(総会、役員会)
2. 初心者講習会
3. 大会及びイベント等(親睦会など)

第4条(役員)

当同好会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名
4. 執行役員 2名
5. 女性代表 1名

第5条(役員の任期)

任期は1年間とする。但し再任を妨げない。

第6条(役員の選出)

役員は、役員会議において会員の中から選出する。

第7条(職務)

1. 会長は、この同好会を代表し業務を総括運用する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時はその職務を代行する。
3. 会計は、金銭出納管理と収支決算を行う。
4. 執行は、会の業務執行に関して会長・副会長・会計を補佐する。

第8条(構成一組織)

会の目的に賛同する者をもって組織する。

第9条(入会及び退会)

1. 会員は、高針学区在住者を原則とする。入会、脱会は本人の申し出とする。

第10条(入会金および参加費)

1. 入会金はなし。
2. 参加費は、1日200円とし、月末に1か月分をまとめて会計に納める。
参加費の変更は、役員会で決めることとする。

第11条(会計年度)

会計年度は 毎年3月31日を年度末とし、収支決算を行う。

第12条(役員会議)

役員会議の開催は年1回とし 毎年4月中に行う。

また、会長が必要と認める場合は 臨時に役員会議を開催する。

第13条(ゲームルール・運営・マナー)

役員会で決定し、別途記述する。

第14条(改正)

この規約は、役員会議出席者の過半数の賛成により改正できるものとする。

(付 則) この規約は令和8年5月1日より施行する。